

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において「性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。</p> <p>一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百二十五条(わいせつの目的に係る部分に限る。この号において同じ。)、第二百二十八条(同法第二百二十五条に係る部分に限る。)、第二百四十一条第一項及び第三項並びに第二百四十三条(同法第二百四十一条第三項に係る部分に限る。))の罪</p> <p>二〇五 (略)</p> <p>六 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第十七条第一項及び第十八条第三項において「性的姿態撮影等処罰法」という。)第二条から第六条までの罪</p> <p>七 福岡県迷惑行為防止条例(昭和三十九年福岡県条例第六十八号)第六条の罪並びに福岡県青少年健全育成条例(平成七年福岡県条例第四十六号)第三十一条及び第三十一条の二の罪</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、自己の性的好奇心又は性的欲求を満たす目的で犯した罪</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇三 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において「性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。</p> <p>一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十六条から第八十一条まで、第二百二十五条(わいせつの目的に係る部分に限る。この号において同じ。)、第二百二十八条(同法第二百二十五条に係る部分に限る。)、第二百四十一条第一項及び第三項並びに第二百四十三条(同法第二百四十一条第三項に係る部分に限る。))の罪</p> <p>二〇五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、自己の性的好奇心又は欲求を満たす目的で犯した罪</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇三 (略)</p>

<p style="text-align: center;">改正案</p>	<p>四 性暴力 性犯罪、配偶者等性暴力、ストーカー行為、セクシュアル・ハラズメントその他特定の者の身体又は精神に対し、その者の同意(自由な意思により自発的に与えられるものをいう。)がなく行われる性的な行為(強要されたもの及び対等の関係にない、又は同意に関する判断が困難な状況で行われるものを含む。)であつて、その者の性的な問題を自ら決定する権利(以下「自己決定権」という。)又はその者の性的な問題に関する身体、自由、精神、名誉等の人格的な利益(以下「性的人格権」という。)を侵害する行為をいう。</p> <p>五 性被害 性暴力の相手が当該性暴力によつて受け、又は引き起こされた身体的又は精神的被害をいう。</p> <p>六〇十 (略)</p>
<p style="text-align: center;">現行</p>	<p>四 性暴力 性犯罪、配偶者等性暴力、ストーカー行為、セクシュアル・ハラズメントその他特定の者の身体又は精神に対する性的行為で、当該特定の者にとつて、その同意がない、対等ではない、又は強要されたものを行うことにより、その者の性的な問題を自ら決定する権利(以下「自己決定権」という。)又はその者の性的な問題に関する身体、自由、精神、名誉等の人格的な利益(以下「性的人格権」という。)を侵害する行為をいう。</p> <p>五 性被害 性暴力の相手が当該性暴力によつて受け、又は引き起こされた身体的又は精神的被害をいう。</p> <p>六〇十 (略)</p>

<p style="text-align: center;">改正案</p>	<p style="text-align: center;">(基本方針等)</p> <p>第四条 県、市町村その他の関係機関又は関係団体は、次の基本方針にのっとり、性暴力の被害者の支援及び性暴力の根絶に取り組むものとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2 前項の取組を進めるに当たっては、次に掲げる事項に配慮するものとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 学校、スポーツ施設、公共交通機関その他の不特定若しくは多数の者が利用し、又は出入りする場所において、性的な意図をもって、同意を得ることなく、かつ、正当な理由がなく、人の姿態又は部位を撮影する行為も、着衣の有無に関わらず性暴力であり、撮影画像の拡散、二次利用等の新たな性暴力によって被撮影者の精神的被害がさらに甚大なものとなる場合もあることに鑑み、当該撮影行為等による性被害を未然に防ぐため、県及び当該撮影行為が行われるおそれがある施設等の管理、運営等に関わる者は、適切な役割分担の下に、広報、啓発その他の措置を講ずる必要があること。</p> <p style="text-align: center;">(行動規範)</p> <p>第九条 県民等は、第十六条第三項の規定により知事が定める指針等を踏まえ、性暴力となる行為を行ってはならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p style="text-align: center;">現行</p>	<p style="text-align: center;">(基本方針等)</p> <p>第四条 県、市町村その他の関係機関又は関係団体は、次の基本方針にのっとり、性暴力の被害者の支援及び性暴力の根絶に取り組むものとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2 前項の取組を進めるに当たっては、次に掲げる事項に配慮するものとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第九条 県民等は、性暴力となる行為を行ってはならない。</p> <p>2 (略)</p>

<p style="text-align: center;">改正案</p>	<p>(性被害事案に関する協議・検討)</p> <p>第十六条 加害者側への対応を含め性暴力又はその被害者に関する相談へ第十六条 加害者側への対応を含め性暴力又はその被害者に関する相談への対応その他被害者の支援のあり方及び講ずるべき施策並びに性暴力の根絶に向けた取組等について検討するため、県は、関係機関及び有識者との協議・検討の場を設けるものとする。</p> <p>2 前項の協議・検討の場では、性暴力の被害者の意思を尊重し、かつ、被害者の個人情報を実に保護することを基本として、前項に定める被害者支援の施策等を検討するとともに、性暴力に関する県民の理解を促進するため、性暴力となる行為に関し、その考え方、具体的な例、根絶に向けた対応の在り方等について検討を行うものとする。</p> <p>3 知事は、前項の検討の結果を踏まえ、その成果を性暴力の根絶に向けた対応に係る指針として告示するものとする。これを変更するときも、また同様とする。</p>
<p style="text-align: center;">現行</p>	<p>(性被害事案に関する協議・検討)</p> <p>第十六条 加害者側への対応を含め性暴力又はその被害者に関する相談への対応その他被害者の支援のあり方及び講ずるべき施策並びに性暴力の根絶に向けた取組等について検討するため、県は、関係機関及び有識者との協議・検討の場を設けるものとする。</p> <p>2 前項の協議・検討の場では、性暴力の被害者の意思を尊重し、かつ、被害者の個人情報を実に保護することを基本として、前項に定める被害者支援の施策等を検討するとともに、性暴力に関する県民の理解を促進するため、性暴力となる行為に関する考え方、指針等を検討し、その成果を公表するものとする。</p>

<p style="text-align: center;">修正案</p>	<p style="text-align: center;">現在の案</p>
<p>(住所等の届出義務)</p> <p>第十七条 子どもに対し、第二条第一項第一号から第四号まで(第三号については、児童買春等処罰法第七条第四項の罪に限る。)及び第六号(性的姿態撮影等処罰法第二条第一項及び第二項の罪に限る。)の罪を犯した者が、これらの罪に係る刑期の満了の日(刑の一部の執行が猶予された場合にあっては猶予されなかった期間の執行を終わった日)から五年を経過する日前に本県の区域内に住所又は居所を定めたときは、規則で定めるところにより、当該住所又は居所を定めた日から十四日以内に、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>二〇四 (略)</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>3 第一項本文及び前項の規定は、子どもに対し、第二条第一項第一号から第四号まで(第三号については、児童買春等処罰法第七条第四項の罪に限る。)及び第六号(性的姿態撮影等処罰法第二条第一項及び第二項の罪に限る。)の罪を犯し、保護観察の有無にかかわらず刑の執行を猶予された者、起訴猶予とされた者又は罰金刑に処せられた者について準用する。</p>	<p>(住所等の届出義務)</p> <p>第十七条 子どもに対し、第二条第一項第一号から第四号までの罪(第三号については、児童買春等処罰法第七条第四項の罪に限る。)を犯した者が、これらの罪に係る刑期の満了の日(刑の一部の執行が猶予された場合にあっては猶予されなかった期間の執行を終わった日)から五年を経過する日前に本県の区域内に住所又は居所を定めたときは、規則で定めるところにより、当該住所又は居所を定めた日から十四日以内に、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>二〇四 (略)</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>3 第一項本文及び前項の規定は、子どもに対し、第二条第一項第一号から第四号までの罪(第三号については、児童買春等処罰法第七条第四項の罪に限る。)を犯し、保護観察の有無にかかわらず刑の執行を猶予された者、起訴猶予とされた者又は罰金刑に処せられた者について準用する。</p>